エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version2.1」認定基準の軽微な改定について(案)

## ○改定の理由

認定基準において 4-1(1)と(4)において矛盾が生じていたため修正する。

## 分類 A~I、K

- 4. 認定の基準と証明方法
- 4-1.環境に関する共通認定基準と証明方法
- (1) 製品の処方構成成分として芳香族炭化水素系溶剤(トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、およびベンゼン)を表2の数値以上添加していないこと。(以下省略)
- (4) 製品の処方構成成分として表 4 に示す化学物質を添加していないこと。

## 表 4 塗料において使用を制限する化学物質

カドミウム	フタル酸ブチルベンジル
水銀	フタル酸ジエチル
六価クロム	ホルムアルデヒド
鉛	<del></del>
ヒ素	+3/1/2
アンチモン	エチルベンゼン
トリブチルスズ	<del>25///</del>
トリフェニルスズ	フタル酸ジ-n-ブチル
アルキルフェノール	テトラデカン
ノニルフェノール	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
4-オクチルフェノール	アセトアルデヒド
ビスフェノール A	